

第1章 高齢者のために

1 敬老事業

敬老祝金祝品・敬老事業等運営費交付金	
敬老祝金 祝品	<p>9月15日現在市内在住の方に贈呈します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 敬老祝金 77歳・・・3,000円、88歳・・・5,000円 99歳・・・10,000円、100歳・・・30,000円 敬老祝品 80歳と90歳の方 長寿祝い 100歳の方に、祝状と花束の贈呈をします。
敬老事業等運営費交付金	特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおいて実施する敬老事業を支援します。
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎225-2220

2 生きがい事業

高齢者バス割引乗車券購入費助成事業	
助成内容	神奈川中央交通(株)が販売する高齢者バス割引乗車券「かなちゃん手形」（1年券：10,800円、半年券：5,900円）の購入費を一部助成します。
対象	4月1日現在市内在住で、年度内に満70歳以上の方(ただし特別養護老人ホーム入所者、「高齢者タクシー利用券」の交付を受けている方及び障がい福祉課で「自動車ガソリン購入券」「福祉タクシー利用券」の交付を受けている方は除きます。)
担当課	地域包括ケア推進課 地域支援係 ☎225-2224

ねたきり等家族慰労金

内容	慰労金を年2回に分けて支給します。
対象	ねたきり老人登録者及び認知症老人登録者の家族 ※ただし、介護保険サービス未利用者及び9項目の介護保険サービス【訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・短期入所生活介護（ただし、半年で15日以内）・短期入所療養介護（ただし、半年で15日以内）・福祉用具貸与・居宅介護福祉用具購入費・居宅介護住宅改修費】のみの利用者の方が対象です。
金額	月額 5,000円
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎225-2220

高齢者タクシー助成 ※12月に変更予定。詳細は地域包括ケア推進課まで

助成内容	助成券として、400円券を12枚配布します。
対象	4月1日現在市内在住で年度内に満85歳以上の方又は要介護4・5の方。 ※ただし、一部条件あり。
担当課	地域包括ケア推進課 地域支援係 ☎225-2224

シルバーチケット（保養施設等利用助成券）	
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設 1人につき年度内1泊分（1,500円／1泊） ・日帰り施設 1人につき年度内3回分（1,000円／1回） ・入浴施設 1人につき年度内10回分（500円／1回） ・文化会館事業 1人につき年度内1回分（1,000円／1回） ・映画鑑賞 1人につき年度内2回分（500円／1回） ・トレーニング、プール 1人につき年度内10回分（全額／1回）
対象	市内在住の満65歳以上の方
助成券の 交付窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市役所第二庁舎1階地域包括ケア推進課 平日 午前8時30分～午後5時15分 ・地区市民センター（公民館）※厚木北公民館は除く 平日 午前8時30分～午後5時15分 土日祝 午前8時30分～午後5時15分（要予約） ・厚木市文化会館：休館日を除く平日 午前9時～午後5時 ※厚木市文化会館は令和5年7月から令和6年12月（予定）まで改修工事改修工事。工事期間中の窓口については広報あつぎ等を確認してください。
利用できる 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市が指定した保養施設 ・令和5年度宿泊施設 11施設・日帰り施設 10施設 ・入浴施設 10施設・文化会館事業 1施設 ・映画鑑賞 1施設 ・トレーニング、プール 1施設
担当課	地域包括ケア推進課 地域支援係 ☎225-2224

はり・きゅう・マッサージ施術費助成	
内容	施術費の助成券を年に7枚一括交付します。
対象	75歳以上の高齢者及びねたきり老人登録者
助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の高齢者 1,800円 ・ねたきり老人登録者 3,000円
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎225-2220

家具転倒防止対策事業	
内容	家具転倒防止板を設置します。 ただし、寝室やリビング等に置かれている箆笥、食器棚、本棚などの床置型の家具が対象です。（冷蔵庫、テレビ、鏡台等は不可） ※設置費用は無料です（台数制限あり）
対象	75歳以上のひとり暮らし老人登録者のうち、市民税が非課税の方及びねたきり老人登録者又は認知症老人登録者のいる高齢者のみの世帯
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎225-2220

緊急通報システム

内容	・無線発信機等の緊急通報システム機器を貸与します。 ・通話料金は、利用者負担
対象	ひとり暮らし老人登録者等で、常時注意が必要な疾患がある方
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

老人憩の家

内容	高齢者の教養の向上と心身の健康増進を図るほか、地域住民の相互交流を促進するための施設です。 設置数 42館 (所在地等は、資料編P.146～P.147を参照)
担当課	地域包括ケア推進課 地域支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 4

老人福祉センター寿荘

内容	市内在住の60歳以上の方が、心身ともに健康で生きがいを高め自主的な集まりや仲間づくりを図るための施設です。
連絡先	老人福祉センター寿荘 ☎ 2 2 5 - 2 2 5 0
担当課	健康長寿推進課 健康医療係 ☎ 2 2 5 - 2 1 7 4

厚木市老人クラブ連合会（愛称：厚木市しあわせクラブ連合会）

内容	老人クラブ及び老人クラブ連合会が実施する生きがいづくり、健康増進、社会参加のための事業を支援し、高齢者の福祉の増進を図ります。
連絡先	老人福祉センター寿荘 ☎ 2 2 5 - 2 2 5 0（厚木市老人クラブ連合会）
担当課	健康長寿推進課 健康医療係 ☎ 2 2 5 - 2 1 7 4

シルバー人材センター

目的及び内容	高齢者の豊かな経験や能力を生かし、生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図るため、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会を確保し、提供します。 一般家庭、民間企業、公共団体等から依頼された仕事を「請負」又は「委任」による契約を結び会員が責任をもって業務を遂行します。
所在地等	厚木市松枝2-5-17（厚木市生きがいセンター内） ☎ 2 2 5 - 2 2 6 7
対象	市内在住で、原則として60歳以上の健康で働く意欲のある方
主な職種	家事援助（掃除、洗濯、買い物、食事の支度等）、育児支援（子守等）、植木剪定、除草、襖・障子・網戸張替え、刃物とぎ、防災関連器具取付、修繕、屋内外清掃、施設管理ほか
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

3 高齢者福祉サービス

高齢者緊急一時保護

内容	在宅で高齢者を介護している家族の入院や事故等特別な事情により、家庭で日常生活を送ることが困難になった高齢者を緊急に一時保護します。
対象	日常生活の自立度が低く、家庭で自立した生活を送ることが困難な高齢者で介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない方でも利用できます。
利用料	各状態区分に応じた介護報酬相当額の10% (認定を受けていない方は要支援1の介護報酬相当額の10%)と食事代等の実費分。 ※生活保護利用世帯の方の利用料は無料です。 ただし、食事代等の実費分は利用者負担です。
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

厚木市認知症高齢者等徘徊SOSネットワークシステム

内容	警察等と協力して、はいかい高齢者を早く発見し、家族のもとへ早く戻ることができるようにした登録制のネットワークシステムです。 蛍光反射材を使用した認知症高齢者等見守りステッカー(1人につき10枚)を配布します。 ※希望者は、認知症高齢者等位置情報検索サービスを利用することができます。
登録料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークの登録は無料。 ・認知症高齢者等位置情報検索サービス利用者は、月額242円。 ※ただし、生活保護受給世帯等は無料。 ・認知症高齢者等見守りステッカーは無料。
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

寝具等乾燥消毒サービス

内容	年2回、敷布団と掛布団及び毛布の丸洗いと乾燥消毒
対象	ねたきり老人登録者、認知症老人登録者
利用料	無料
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

理髪サービス

内容	理容・美容券等を年に6枚、一括交付します。
対象	ねたきり老人登録者・認知症老人登録者及び75歳以上ひとり暮らし老人登録者
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・ねたきり老人登録者・認知症老人登録者 5,500円 ・ひとり暮らし老人登録者 1,500円
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

要介護・高齢者等歯科診療（予約制）

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・診療内容 要介護・高齢者等歯科診療 毎週日曜日（※祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後1時 ・予約受付時間 月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～午後4時30分 ※完全予約制。受診の際は必ずご予約をお願いします。 ・診療所 厚木市歯科保健センター（中町1-4-1 厚木市保健福祉センター1階） ・持ち物 保険証・医療証・おくすり手帳（薬の明細書） ・連絡先 ☎221-8733
対象	要介護及び要支援認定者（40歳以上）又は一般の歯科診療所での診療が困難である高齢者等で、厚木市、愛川町、清川村にお住まいの方
担当課	健康長寿推進課 健康医療係 ☎225-2174

日常生活用具の給付等

紙おむつ等の給付

内容	紙おむつ、尿とりパットを給付します。
対象	ねたきり老人登録者、認知症老人登録者及び介護保険2号被保険者のうち、6か月以上在宅で生活されている要介護度4もしくは5の方 ※給付対象者が前年度市民税課税の場合を除く
料金	1か月3,000円までは市が負担。 3,000円を超える費用については、利用者負担となります。
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎225-2220

自立支援用具等の購入費助成

内容	<p>本人や同居の家族が高齢者のために、市内の商店や地域包括支援センターが紹介した業者から購入した助成対象品目（中古品は除く）に対して助成します。</p> <p>【助成対象品目】 杖、歩行器、補聴器、電磁調理器 ※杖、歩行器は、介護保険制度の対象外のものに限りません。</p>
対象	在宅の身体虚弱な、75歳以上の方。（当該年度内において75歳になる方も含む。） （恒常的に介護を必要とする方は除く）
助成額 （限度額）	杖・・・1,500円、歩行器・・・5,000円、補聴器・・・10,000円 電磁調理器・・・5,000円 ※購入した日の翌日から起算して1か月以内に申請してください。
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎225-2220

セーフティ住宅支援事業

内容	改修に要する費用の一部（対象経費の1/2（消費税除く。） 上限3万円）を助成 ※工事を始める前に申請が必要となります。 ※市内の工務店などの工事に限ります。
対象	介護保険の認定を受けていない75歳以上の高齢者
対象工事内容	屋内及び敷地内の手すりの設置、屋内の段差の解消、洋式便器への便器取替、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

救急医療情報セット使用事業

内容	かかりつけ医療機関、持病及び薬剤情報等の救急時に必要な情報を保管する「救急医療情報セット」を無料で配布します。また、携帯用の「救急安心カード」も一緒に配布しています。
対象	厚木市民
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

成年後見申立について

内容	身寄りのない認知症高齢者等の福祉を図るため、後見等開始の審判申立を市長が行います。
----	---

成年後見等利用支援事業について

内容	<ul style="list-style-type: none">・ 申立費用助成 市長申立者以外の方のうち、申立費用を助成しないと、成年後見制度が利用できない生活保護利用世帯等の方に対して、申立費用の実費相当分を助成します。・ 後見人等報酬助成 市長申立、本人申立、親族申立の方で、後見人等に報酬の支払いをすることが困難である生活保護利用世帯等の方に対して、報酬の助成をします。
----	--

高齢者虐待防止について

内容	高齢者虐待に関する相談は厚木市権利擁護支援センター「あゆさぼ」（電話：225-2939）、介護福祉課及び各地域包括支援センターでお受けします。 高齢者・障害者虐待防止ネットワークで関係各機関の連携強化やあり方の検討をしています。
----	---

登録制度

ひとり暮らし老人登録

内容	同一敷地内及び隣接地に配偶者又は、一親等以内の者が居住していない65歳以上の方が登録できます。
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

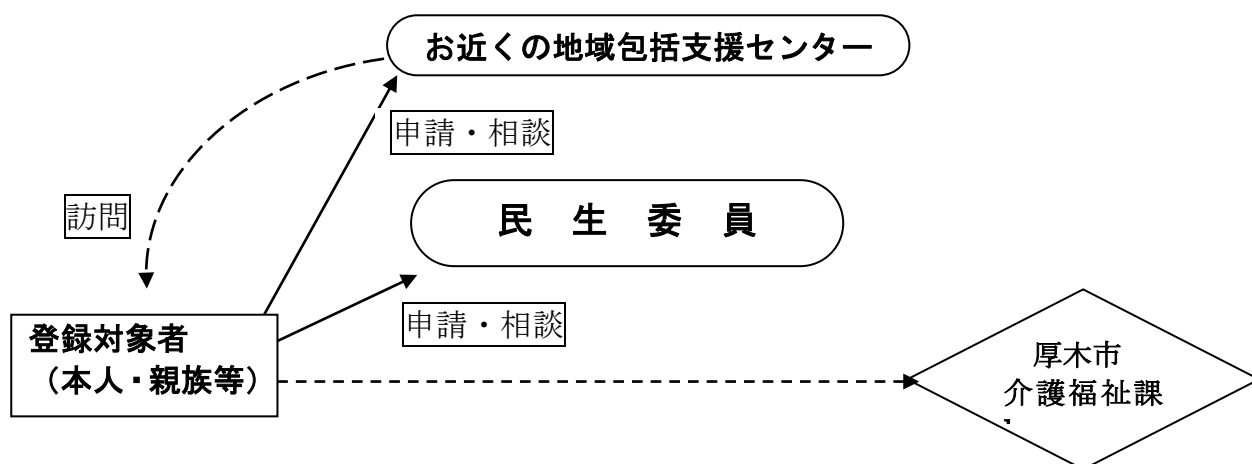
ねたきり老人登録

内容	要介護・要支援認定の認定区分が4若しくは5に認定をされ、かつその状態になってから6か月以上（80歳以上の方は、3か月以上）在宅で生活をしている方が登録できます。
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

認知症老人登録

内容	重度の認知症症状があり、今後もその状態が継続すると認められる方が登録できます。
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

登録の受付について



4 老人保護措置事業

養護老人ホーム	
内容	環境上の事情及び経済的事情により、居宅において日常生活を営むことが困難な 65 歳以上の高齢者を入所措置します。 なお、所得に応じて本人分及び扶養義務者分の負担があります。
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0

5 その他

外国籍高齢者等福祉給付金支給事業	
内容	外国籍等の高齢者の方で、国民年金を受けるために必要な条件を制度上満たすことができない方に、福祉給付金を支給します。
対象	国民年金を受けるための必要な要件を制度上満たすことができない方（国籍要件や居住要件により加入できなかった方）で、公的年金を受給していない方のうち、次のいずれかに該当する方です。 ただし、昭和 61 年 3 月 31 日以前に日本に居住し、厚木市に住民登録をしていることが必要です。 ① 大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた外国人の方 ② 明治 44 年 4 月 2 日から大正 15 年 4 月 1 日までに生まれた日本人の方で、昭和 36 年 4 月 2 日以降に国外から日本国内に住所を移動した方
支給額	月額 20,000 円 ※支給停止要件や所得制限がありますので、御不明な場合は、直接担当までお問い合わせください。
担当課	介護福祉課 高齢者支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 0